習志野健康福祉センター運営協議会会則

(目的)

第1条 この会則は、習志野健康福祉センター運営協議会(以下「運営協議会」 という。)の議事及び運営に関することを定めることを目的とする。

(委員の定数及び任命等)

- 第2条 運営協議会の委員は30名以内で組織する。委員は、市、関係行政機関、 医療施設、社会福祉施設、学校、事業所等の代表者又は職員、学識経験 者その他適当と認められる者の中から、健康福祉センター長の内申に より千葉県知事が任命又は委嘱する。
 - 2 委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任 者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第3条 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
 - 2 会長は、運営協議会の事務を総括するとともに運営協議会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

- 第4条 運営協議会の会議は、年1回会長が招集する。ただし、必要に応じて 会長が臨時に招集することができる。
 - 2 会議の議長は会長とする。
 - 3 会議は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決する ところによる。

(部会)

第5条 運営協議会に部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 運営協議会の事務局は習志野健康福祉センターに設け、当該事務は 習志野健康福祉センター総務課が掌る。

(会議の運営等)

第7条 この会則で定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は会長が定める。

(施行)

第8条 この会則は、昭和45年10月8日から施行する。

(附則)

- この会則は、平成9年11月20日から施行する。
- この会則は、平成17年4月1日から施行する。
- この会則は、平成29年4月1日から施行する。